

令和2年12月15日(火) 15:00～

## 第9回 百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会

### 【議 題】

(公 開)

- 1 モニタリングについて (議事)
- 2 遺産影響評価および遺産影響評価関連事業について (議事)
- 3 本年度事業について (報告)

(非公開)

- 4 百舌鳥エリアにおけるガス気球試行運行について (議事)

### 【配布資料】

- 1(1)a\_資産モニタリング実施マニュアル案
  - 1(1)b\_II-1b\_発掘調査通知・届出モニタリング様式案
  - 2(1)a\_大仙公園基本計画の遺産影響評価書 (案)
  - 2(1)b\_大仙公園基本計画の改定にかかる今後のスケジュール
  - 3(1)\_構成資産の水質調査について
  - 3(2)\_構成資産の構造的安定性に関する分析手法の比較検討について
  - 3(3)\_令和2年度 構成資産にかかる整備等の予定
  - 3(4)\_来訪者受け入れ方策にかかる調査分析委託
  - 3(5)\_百舌鳥エリアにおけるガイダンス機能について
- 参考\_大仙公園基本計画 (概要版)



# 資産の保存管理にかかるモニタリング実施マニュアル(案)

201215 第9回学術委員会  
資料1(1)a

スケジュール		1月上旬：前年1～12月分について事務局から関係機関へ照会⇒1月中：関係機関から事務局へ回答⇒2月前半：事務局とりまとめ⇒2月下旬～3月上旬：学術委員会に報告⇒年度末：協議会に報告					
項目	指標	観察方法	様式	記載内容	参照資料	実施方法	
II.資産の保護・管理	II-1. 現状変更等の件数及び内容	文化財保護法に基づく史跡の現状変更許可申請の件数や、 <b>陵墓の発掘に関する届出・通知の件数</b> とその内容を把握する	II-1	史跡の現状変更許可申請の件数・内容  <b>陵墓の工事、発掘調査の件数・内容</b>	現状変更許可申請書（文化財保護法 <b>125</b> 条）  <b>文化財保護法 92条届出・94条通知</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市の世界遺産担当が<b>様式II-1a（史跡）・b（陵墓）</b>に記入。なお、II-1bの記載内容については宮内庁が確認。</li> <li>・1月中に前年<b>1～12</b>月分をとりまとめて、事務局とりまとめ担当へ提出。</li> <li>・<b>事業内容の完了日</b>を基準として数える。</li> </ul>	
	II-2. き損件数及び内容	資産のき損件数と内容を把握する	II-2	き損届けの件数	史跡のき損届（文化財保護法 <b>120</b> 条） <b>宮内庁から聴取</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市の世界遺産担当が<b>様式II-2</b>に記入。なお、陵墓の記載内容については宮内庁が確認。</li> <li>・1月中に前年<b>1～12</b>月分をとりまとめて、事務局とりまとめ担当へ提出。</li> <li>・き損届については、提出された書類の申請日を基準として数える。</li> </ul>	
	II-3. 遺構の状況	来訪者数増加や自然災害等による墳丘の土砂流出、濠水による墳丘裾の洗掘、樹木の立ち枯れなどによる遺構変化を把握するため巡回を行い、写真等の記録を行う。また、巡回以外にも定点観測を行い、写真等により変化を把握する。	II-3a	墳丘の土砂流出による遺構変化	巡回の記録 <b>宮内庁から聴取</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮内庁及び3市の世界遺産担当が巡回（基本は冬季とし、豪雨等の後には適宜実施）。</li> <li>・<b>様式II-3a</b>への記入・写真貼り付けのうえ、1月中に各市から事務局とりまとめ担当へ提出。なお、陵墓の記載内容については宮内庁が確認。</li> </ul>
				墳丘裾の洗掘による遺構変化			
				樹木の立ち枯れによる遺構変化			
その他の要因による遺構変化							
上記発見時の写真撮影							
II-3b	定点観測写真撮影による変化の把握	写真 <b>宮内庁から聴取</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮内庁及び3市の世界遺産担当が、毎年、巡回時に撮影（冬頃）。</li> <li>・3市の世界遺産担当が<b>様式II-3b</b>への記入・写真貼り付けのうえ、1月中に各市から事務局とりまとめ担当へ提出。なお、陵墓の記載内容については宮内庁が確認。</li> </ul>				

II.資産の保護・管理	II-4. 調査研究にかかる報告書の発刊数	構成資産に関する調査の報告や研究成果を掲載した報告書、紀要等の論旨と発刊数を把握する。	II-4	報告書・紀要・学術刊行物等の論旨を把握	既刊刊行物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府市の世界遺産担当が、対象年に発行された刊行物のうち百舌鳥と古市それぞれの古墳に関連するものを数え、論旨を数行にまとめる（古市は、世界遺産連絡会議の当該年における事務局担当市が担当）。</li> <li>・1月中に<b>様式II-4</b>への記入のうえ、事務局とりまとめ担当へ提出。</li> </ul>
IV.環境の圧力	IV-1. 気候変動	資産周辺地域での年間降水量を把握し、局所的豪雨の発生状況を記録する。	IV-1	年間降水量の把握	気象庁HP掲載データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局とりまとめ担当が、気象庁HP掲載情報に基づき、1月中に<b>様式IV-1</b>に記入。</li> <li>・百舌鳥エリアは大仙公園内、古市エリアは八尾空港内設置アメダスのデータを参照。</li> </ul>
	IV-2. 樹木の異常繁茂の状況	写真等による定点観察により、資産での植物の異常繁茂の状況、樹種の変化等を記録する。		局所的豪雨の発生状況の把握		
	IV-3. 鳥獣の営巣活動等の状況	資産での鳥獣の出没状況、タヌキ等による巣穴の掘削、サギ類による糞害など営巣による影響を把握する。	IV-3	巡回により、鳥獣の出没状況を把握	3市他部局撮影垂直写真、II-3bで撮影の定点観測写真とをあわせて分析 <b>宮内庁からの聴取</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市の世界遺産担当が、各市において定期的に撮影する垂直写真を利用して状況（枯損木の有無及び樹相等）を評価（3年に1回実施）。<b>なお、陵墓の記載内容については宮内庁が確認。</b></li> <li>・百舌鳥・古市各エリアを4等分した写真（A4サイズ）を添付。</li> <li>・1月中に<b>様式IV-2</b>に記入・写真貼り付けのうえ、事務局とりまとめ担当へ提出。事務局で必要に応じて公園担当部局から助言を得つつ、全体とりまとめ。</li> </ul>
IV-3. 鳥獣の営巣活動等の状況	巡回によりタヌキ等による巣穴の掘削状況を把握					
IV-3. 鳥獣の営巣活動等の状況	サギ類による糞害など営巣による影響を把握					
V.自然災害と危機管理	V-1. 風水害・地震・火災時の遺構の状況	自然災害発生時の遺構のき損、崩壊状況の観察、把握し、写真撮影等により記録する。	V-1		様式II-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・II-2.き損届と同様の扱い。自然災害時のみ<b>様式V-1（様式II-2より抜粋）</b>として適用する。</li> </ul>
VI.来訪者への対応	VI-1. 講演会・見学会等の開催数	構成資産に関する講演会、資産内における調査の見学会等の開催数を把握する。	VI-1	講演会・調査見学会の開催数の把握	自治体資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年に実施された催しについて、府市の世界遺産担当が、百舌鳥と古市それぞれの古墳に関連するものを数える（古市は、世界遺産連絡会議の当該年における事務局担当市が担当）。</li> <li>・1月中に<b>様式II-4</b>に記入のうえ、事務局とりまとめ担当へ提出。</li> </ul>

